

事業協同組合連合会の会員以外の者の事業の利用の特例の認可

【審査基準】

中小企業等協同組合法第9条の9第5項において準用する第9条の2の3第1項の該当性の判断は、中小企業等協同組合法に基づく通商産業大臣の処分に係る審査基準等について（平成11年4月19日付平成11・03・31企第3号通商産業大臣通知）第1の1の（3）による。

（当該通商産業大臣通知は、経済通商総室で閲覧できます。）